

京田辺市文化振興計画

未来へつなぐ

京田辺文化の創造



京田辺市

京 田 辺 市
文 化 振 興 計 画

平成 27 年 12 月

京田辺市

ご あ い さ つ

私たちのまち京田辺は、木津川や甘南備山といった自然に恵まれ、また、京都・大阪・奈良という重要な都市をつなぐ要衝に位置しており、古くから豊かな歴史と文化が育まれてきました。

文化は、私たちの心に喜びや感動、やすらぎだけでなく、日々の暮らしに「潤い」と「ゆとり」をもたらしてくれます。

そして、都市の品格と魅力を高める上でなくてはならない要素でもあります。

本市では、平成18年に策定した第3次京田辺市総合計画において「緑豊かで健康な文化田園都市」を掲げてまちづくりを進めてきましたが、このたび策定した「京田辺市文化振興計画」は、文化振興に向けた基本方針を明らかにし、文化施策を総合的かつ計画的に推進していくためのマスタープランとなるものです。

今後、本計画に基づいて各種文化施策を積極的に展開し、基本理念である「未来へつなぐ京田辺文化の創造」を実現してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたって熱心にご議論をいただきました京田辺市文化振興懇話会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をお寄せくださいました皆様に心からお礼を申し上げます。

平成27年12月

京田辺市長 石井明三



目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 2
- 4 文化の範囲 3

第 2 章 京田辺市の文化をとりまく現状と課題

- 1 市民の意識 4
- 2 文化振興に向けた課題 15

第 3 章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 19
- 2 計画の視点 20
- 3 基本目標と施策の方向性 22
- 4 計画の体系 25

第 4 章 文化振興に向けた取り組み

- 1 市民が気軽に文化にふれ、活動できる機会の充実 26
- 2 文化活動を行う市民や団体に対する支援 28
- 3 文化施設の整備と活用 30
- 4 文化情報の発信 31
- 5 文化活動を担う人材の育成 33
- 6 文化財やお茶文化などの文化資源の活用 35

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の進行管理 38
- 2 財源の確保 38

資料編

- 1 文化芸術振興基本法 39
- 2 文化振興計画の策定経過 46
- 3 京田辺市文化振興懇話会設置要綱 47
- 4 京田辺市文化振興懇話会委員名簿 49
- 5 京田辺市文化振興計画庁内検討委員会設置要綱 50
- 6 文化振興シンポジウム 52
- 7 文化振興を考える市民フォーラム 56
- 8 文化資源 57
- 9 市民の文化活動 66
- 10 文化施設 68



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

現代社会は、高度情報化、グローバル化、少子高齢化などが進み、人々の生活様式や価値観は、今後更に多様化していくと考えられます。

こうした中、長い時間をかけて培われてきた文化に対し、精神的なゆとりや豊かさ、生きがい、自己実現などを求めて、人々の関心・期待が高まっています。

文化は、創造性の源として社会的価値を生み出し、人々の生活を向上させる力を持っています。そして、文化は、まちの品格を高めるものであると同時に、魅力や活力ともなり、ふるさとへの誇りや愛着をはぐくむ礎となるものです。

国においては、平成13年（2001年）に施行された「文化芸術振興基本法^{*1}」や同法に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」により、文化芸術は全ての国民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、国民全体の社会的財産であると位置付けられ、文化芸術を振興し、心豊かな国民生活を実現するとともに、文化芸術立国を目指すことが示されました。

京都府においても、歴史と伝統の上に新たな文化を常に創造してきた京都の文化を21世紀に継承・発展させることを目的とした「21世紀の京都文化力創造ビジョン」を平成18年（2006年）に策定しています。

本市は、様々な文化事業を実施してきましたが、社会状況が大きく変化する中、施策を体系化し、長期的な視野に立った文化振興に、より一層取り組むことが求められています。

また、市民による自主的な文化活動が盛んであり、「大学のあるまち」として同志社大学及び同志社女子大学の学生が若者らしい独自の文化を形成している一方で、高齢化の進行による担い手の減少や文化活動の拠点である中央公民館の老朽化などといった課題にも直面しています。

^{*1} 文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律。

これまでの歴史で培われてきた豊かな文化を持つだけでなく、新しい文化を発信する関西文化学術研究都市の一翼を担う本市には、今後も京田辺らしい文化を創造することができるよう、独自の文化振興メソッド*²が必要です。

そこで、文化振興の基本方針をソフト及びハードの両面から明らかにするとともに、文化施策を総合的かつ計画的に推進するため、京田辺市文化振興計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、国の「文化芸術振興基本法」を踏まえた本市の文化に関する行政計画であり、第3次京田辺市総合計画を上位計画とします。

3 計画の期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況などを勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします。

*² 方法、方式

4 文化の範囲

文化とは、学問・芸術などの活動にとどまらず、衣食住をはじめとする広く人間生活全般に至るまで、その範囲は幅広く捉えることができます。

この計画が対象とする「文化」の範囲は、「文化芸術振興基本法」に示されているものを基本としますが、本市の文化を育んできた豊かな歴史や風土といった地域特性を踏まえて、京田辺らしい文化の創造を目指すこととします。

【文化芸術振興基本法が対象とする範囲】

● 芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
● メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
● 伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
● 芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
● 生活文化	茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
● 国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
● 出版物及びレコード	
● 文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
● 地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 (地域の人々によって行われる民俗的な芸能)

第2章 京田辺市の文化をとりまく現状と課題

1 市民の意識

本計画策定の基礎資料とするため、市民アンケート調査及び団体アンケート・ヒアリング調査を実施しました。

※ 詳細については京田辺市教育委員会ホームページに掲載している『京田辺市文化振興計画策定のための市民アンケート調査及び団体アンケート・ヒアリング調査結果報告書』をご覧ください。

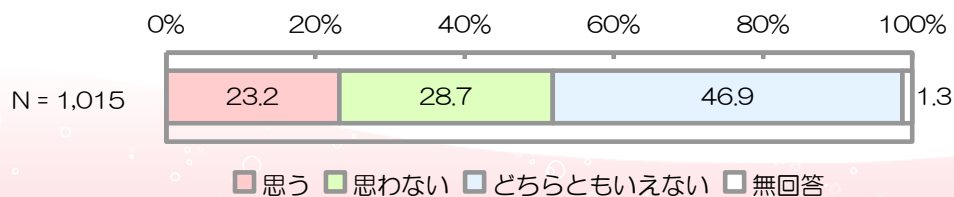
(1) 市民アンケート調査結果概要

調査対象	満16歳以上の市民2,000人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成26年(2014年)8月4日～8月25日
回収結果	有効回収数1,015件(有効回収率50.8%)

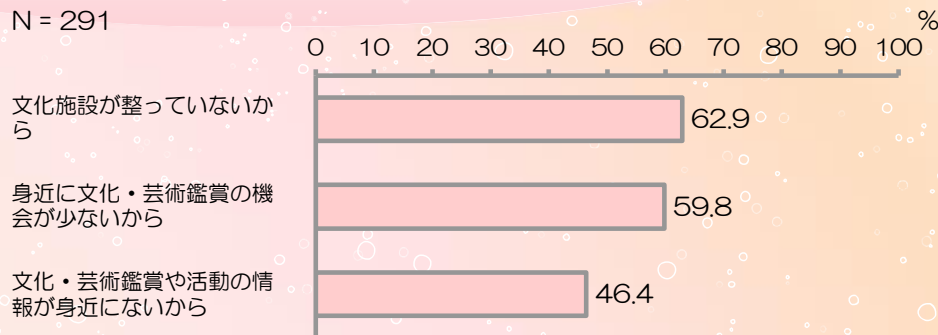
① 京田辺市の文化に対するイメージについて

京田辺市を文化が盛んな街だと「思わない」が約3割となっています。盛んな街だと思わない理由として、「文化施設が整っていないから」が6割以上となっているほか、「身近に文化・芸術鑑賞の機会が少ないから」「文化・芸術鑑賞や活動の情報が身近にないから」の割合が高くなっています。

【京田辺市は文化活動が盛んな街だと思うか】



【盛んな街だと思わない理由(複数回答・上位3項目)】



※ N = 有効回答数

② 市民の文化活動の現状

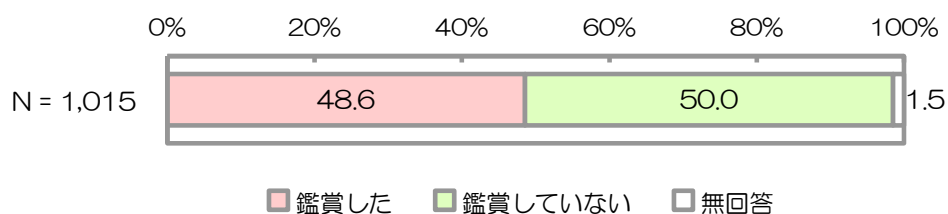
この1年間に文化・芸術を鑑賞していない人の割合は5割となっています。

鑑賞していない理由として「仕事や家事が忙しくて時間がない」の割合が最も高く、次いで「身近なところに鑑賞する施設や場所がない」の割合が高くなっています。

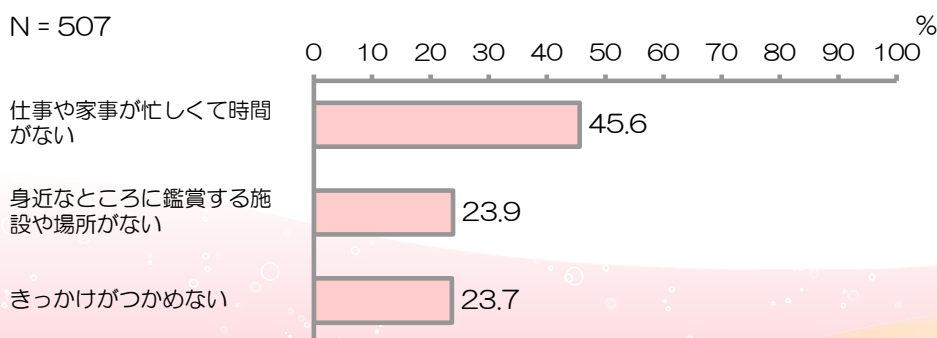
また、自身で文化・芸術活動を行っている人は約2割となっています。

どのような情報があればもっと文化・芸術活動や鑑賞ができると思うかについては、「京田辺市内の展覧会や公演などの情報」の割合が約6割と最も高かったほか、「京田辺市外の展覧会や公演などの情報」「文化施設や文化財の所在地の情報」などが上位となっています。

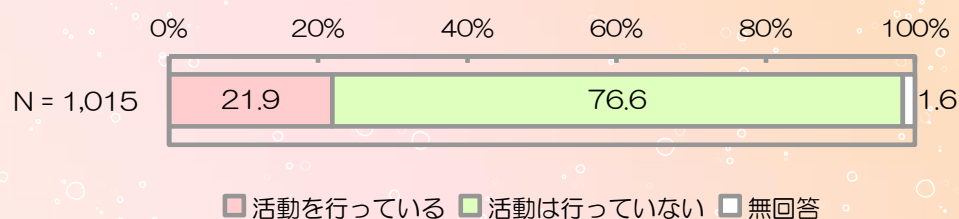
【この1年間で文化・芸術を鑑賞したか】



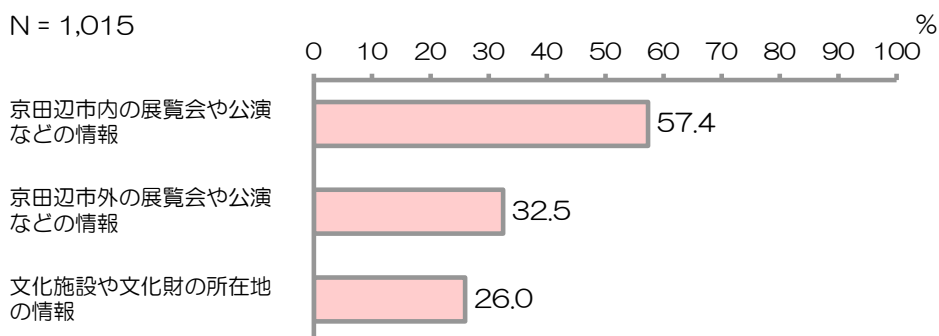
【文化・芸術を鑑賞していない理由】



【文化・芸術活動を行っているか】



【どのような情報があれば文化・芸術活動や鑑賞ができると思うか（複数回答・上位3項目）】

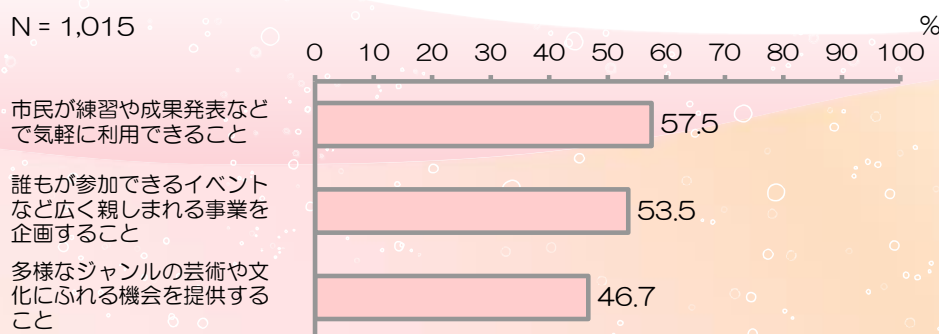


③ 公立文化施設の利用状況と役割

中央公民館や住民センターなどの公立文化施設の1年間の利用状況については、「利用していない」の割合が約7～8割と最も高く、次いで「年に数回程度」となっています。

また、公立文化施設の役割として「市民が練習や成果発表などで気軽に利用できること」「誰もが参加できるイベントなど広く親しまれる事業を企画すること」の割合が5割以上となっています。

【公立文化施設の役割（複数回答・上位3項目）】

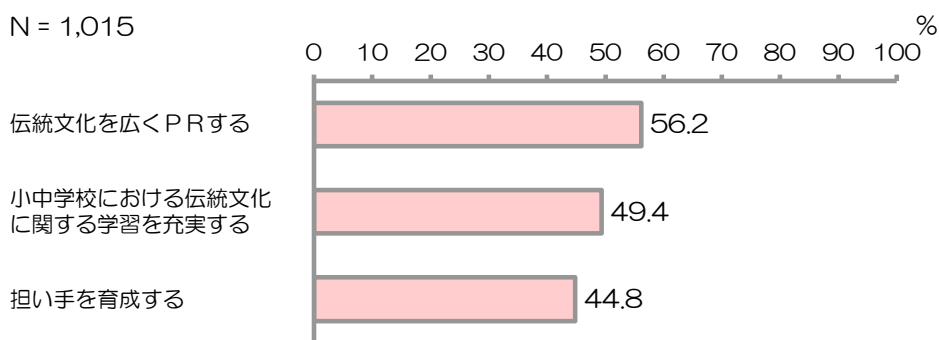


④ 伝統文化・文化財の継承など

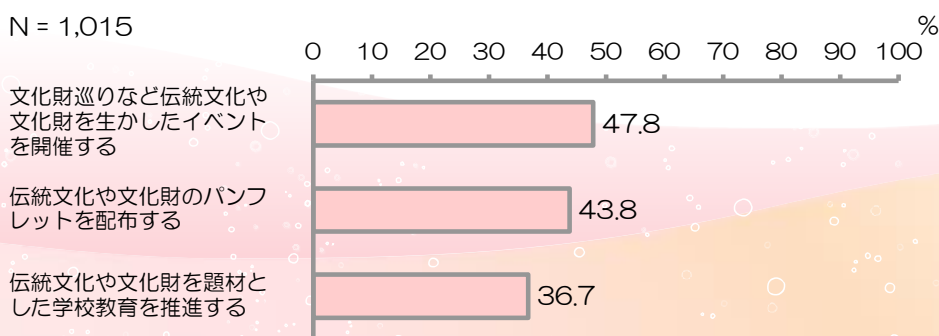
地域の伝統文化を継承していくために必要な取り組みとして、「伝統文化を広くPRする」「小中学校における伝統文化に関する学習を充実する」を挙げる人の割合が高くなっています。

また、市民が地域の伝統文化や文化財に興味を持つために必要な取り組みとしては、「文化財巡りなど伝統文化や文化財を生かしたイベントを開催する」「伝統文化や文化財のパンフレットを配布する」「伝統文化や文化財を題材とした学校教育を推進する」が上位となっています。

【伝統文化を継承するために必要なこと（複数回答・上位3項目）】



【伝統文化などに興味を持つために必要なこと（複数回答・上位3項目）】

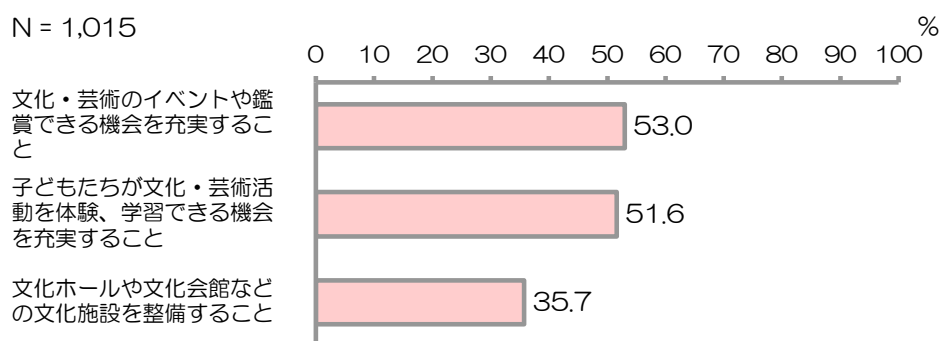


⑤ 文化の発展に向けて

京田辺市の文化・芸術を発展させるために重要だと思うこととして「文化・芸術のイベントや鑑賞できる機会を充実すること」「子どもたちが文化・芸術活動を体験、学習できる機会を充実すること」「文化ホールや文化会館などの文化施設を整備すること」を挙げる人の割合が高くなっています。

【京田辺市の文化・芸術を発展させるために重要だと思うこと（複数回答・上位3項目）】

N = 1,015



(2) 団体アンケート・ヒアリング調査結果概要

調査対象	市内を拠点として文化活動を行う 49 団体
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 26 年（2014 年）8 月 4 日～8 月 25 日
回収結果	有効回収数 37 件（有効回収率 75.5%） ※15 団体を抽出して別途ヒアリングを実施

【主な意見】

① 活動を行う上での課題

- ・ 広報紙面の容量不足で、参加を呼びかけるイベントが掲載してもらえない月がたびたびある。PRなどに苦勞をしている。
- ・ 展示会場や演奏会場、練習会場の確保が難しい。
- ・ 展示会場などがもう少し広ければ、ゆったりとして生かされた作品展示ができると思う。
- ・ 構成員などが高齢化してきている。若い人材がいない。
- ・ 後継者不足。
- ・ 活動するための予算不足（衣装や道具の傷み修理）。
- ・ 団員の減少により、個人負担が増加している。

② 文化施設について

- ・ 舞台芸術を披露することのできる施設がないのが残念。
- ・ 音楽演奏に適した音響のよいホールがほしい。余り大きいホールは使用回数が少ないと思うので、400～500 名程度の収容人員でよいのではないか。
- ・ 市民音楽祭や第九コンサートが開催できる 1,000 人収容規模のホールと、コンサートが開催できる 300 人収容規模のホールを早急に建設願いたい。
- ・ 何よりも文化活動の拠点とホールの建設を望む。生涯学習センターとして幅広く市民が利用できる施設も賛成。コンサートだけでなく、広いロビーでの展覧会、資料館などの複合施設になることも更に活性化になると思う。
- ・ ホールがある京田辺市の文化の中心と言える施設が望まれていると思う。
- ・ 文化施設があるに越したことはないが、メリット、デメリットの部分をしっかり検討されなければ多額の費用を費やしてもムダになりかねない。施設を維持していくにも大変な費用がかかる。
- ・ 他市のような文化センター（の建設）など税負担を増やすやり方は反対する。
- ・ 施設が整っていない。音響などの設備が整った会館などがほしい。
- ・ 中央公民館にエレベーターがなく、階段の昇り降りが大変。荷物などを持ちながらの移動が大変である。

- ・ 中央公民館、住民センター、地区公民館の役割・位置付けの見直しを望む。恵まれた施設があるが運用について市民の声を反映してほしい。
- ・ 中央公民館の建替えや文化ホールを併設した文化施設がほしいところであるが、箱物行政の弊害にも配慮し、効率的な施設運営が望まれる。
- ・ 中央公民館の改築を望む。音響設備、照明設備などの設備の充実を望む。
- ・ 中央公民館の駐車場が狭い。
- ・ 中央公民館大ホールの舞台・音響設備の改善。
- ・ 小中学校の音楽施設、講堂などの市民への開放。
- ・ 地区公民館使用料の負担軽減。
- ・ 京田辺市の古い歴史、資料などの大切なものの常設展示。
- ・ 作家による作品の常設展示。

③ 文化の発展に向けて

- ・ 就学前や低学年のうちに本物の芸術にふれさせる機会をつくることが重要だと思う。学校行事に芸術鑑賞を取り入れることができないか。
- ・ もっと若い人たちが楽しく参加できれば、幅広いものになると思う。
- ・ プロの演奏家による定期的演奏会の開催。
- ・ 多くの文化財を生かした観光の取り組みなどを通して市の活性化を図っていただきたい。
- ・ 市内には多くの団体があるが、それらが独自に活動している。もっと連携する機会があれば全体的に高まるのではないか。
- ・ 経験豊富な文化人・芸術家たちとのコミュニケーションができる機会を設け、一層の文化芸術の発展に尽力できる人材の発掘から始めることが必要だと思う。
- ・ 活動団体構成員の高齢化が進んできた。次世代との交流ができるサークルづくりが大切だと思う。
- ・ 市内で活動している文化芸術関連団体やサークルに対する積極支援。
- ・ 行政が関与せず丸投げでなく、民間とともに歩む姿勢なくして活力はない。
- ・ 文化協会の強化と教育委員会との協力体制を整える。
- ・ 将来世界に通じる芸術文化の発展につながるような専門家の発掘に努めるとともに、若い人たちに夢をもたせるよう指導されたい。
- ・ 情報の一元化が必要。
- ・ 京田辺市には有数の吹奏楽団があり、熱心な多くの市民がいる。同志社女子大学を巻き込み、市民、大学、小中学校の横断的な活動を行う事により、音楽溢れるまちづくりが可能であると考えます。
- ・ 無形文化財に対する支援を。



(3) 文化振興懇話会

京田辺市文化振興計画の策定にあたって、市民を中心に文化活動をされている方々や有識者の方々による「京田辺市文化振興懇話会」を設置しました。

同懇話会では、本市の文化活動の現状と課題に係る論点についてご意見を伺いました。

【主な意見】

① 市民が気軽に文化にふれる機会の充実

- ・ 文化関係の行事や活動を、より一層市民に周知していくことが必要である。
- ・ 市として市民に身近に親んでもらえる機会を積極的にするのであれば、場所の提供や団体への支援も考えていかないといけない。
- ・ 子育て世代にも文化芸術にふれてもらいたい。
- ・ 子どもの発表の場、例えば、絵画や書道などの公募展があればよい。
- ・ 子どもたちには可能性があるので、色々なものにふれる機会が必要。その中で自分に合うものを見つけ、伸ばしていくチャンスを提供するのが市の役割。
- ・ 文化にふれる機会を充実していくため、交通アクセスが重要な要素。
- ・ 市民文化祭を活性化させることが大切だと思う。

② 文化活動を行う市民や団体に対する支援のあり方

- ・ 補助金の拡大よりも、より円滑に便利に文化施設を利用できる仕組みを確立する方が必要である。
- ・ 練習や発表の場所の絶対量が不足しており、使いたくても使えないことがよくある。公平性や平等性に留意しつつも、色々な人が自由に使えるようにする必要がある。
- ・ できるだけ利用料金を低くすることも大切。
- ・ 文化施設利用助成金は市外での活動を促進するという矛盾も生んでおり、できることなら市内での活動を促進する方がよい。
- ・ 文化活動のために貸せる施設を市が示せば、市民の文化活動が活性化すると思う。
- ・ 小学校の体育館などの開放はスポーツ活動で占められており、文化活動が割り込むのは難しい。

③ 京田辺市の文化施設のあり方

- ・ 中央公民館は高齢者や障がい者を意識した設備がないので、建て替えないとしても、改修は必要。
- ・ 今の中央公民館ではアクセスが不便だし、機能も容量も足りない。
- ・ 文化ホールを新設するのが一番だが、土地の問題などがあるので、中央公民館を複合施設に改修するのがよいのでは。
- ・ 文化施設を建てる場合は音楽だけでなく、他の分野も意識した施設とすべき。

- ・市民にどういう文化を提供するのかを考え、それが中央公民館で満たせるのか満たせないのかを判断するのが合理的。
- ・音楽連盟に加盟する団体の活動の中には「第九コンサート」のように1,000人規模のものもあるので、中央公民館ではキャパシティ不足。多目的に使用できる300人規模の小ホールと1,000人規模の大ホールの両方が必要。
- ・文化ホールを新設するとしても、稼働率の観点から規模は500人が適当では。
- ・500人規模と1,000人規模では音の響きが全く違う。学研都市線の沿線であれば集客が見込めるだろう。
- ・文化ホールを新設するなら、アクセスは重要で駅の付近が理想。
- ・新設は市民の目が厳しいので、稼働率を十分に考えて判断すべき。
- ・文化施設のマネジメントに民間の力を借りることも考えるとよい。
- ・ショッピングモールに併設されていたら、子育て世代も気軽に行ける。
- ・中央公民館でできないイベントをできるような文化ホールが必要では。本番さながらの練習場所が少ないので需要はある。
- ・大規模なイベントはこれまでどおり他市の文化施設を利用するのがベストなので、文化施設利用助成金を拡充すべき。
- ・京田辺市の文化団体の活動場所を他市の施設に頼ることでよいのか。将来の子どもたちのために夢を語るのであれば、市の前向きな計画を期待したい。
- ・稼働率の観点から文化ホールの使用料は低料金に抑えるのがよい。
- ・文化ホールの新設は時期尚早ではないか。
- ・京田辺市は市民の音楽活動が盛んなので、ホールは必要。
- ・文化ホールを建てなくてもコンサートは野外や体育館で行えばよいのでは。
- ・専門家から言わせると、野外や体育館はそもそも演奏をする場所ではない。
- ・文化ホールの建設費と運営費が市の重荷にならないように、民間の力の活用や商業施設との連携も考える。アクセスや駐車場も大切。
- ・財政状況、稼働率の見通しなどを念頭に置いて、慎重に判断すべき。

④ 文化情報の発信

- ・ホームページ、フェイスブック、ツイッターは市内の方だけでなく市外の方も見る事ができるが、高齢者には伝わりにくいというデメリットがある。
- ・バス、電車、ラジオの広告を利用するのも効果的。
- ・市の情報媒体の利用の仕方を文化団体に周知することが大切。
- ・ホームページで、毎日どのようなイベントを実施しているか掲載するのが効果的だと思う。
- ・DM（ダイレクトメール）を送付するなど、近隣市町村と連携して告知するのがよいのでは。
- ・媒体とコンテンツに区分して、議論すべき。
- ・伝統芸能的なものを市外にどんどん発信していくのがよい。
- ・産業振興で市外へPRする際に、文化もPRするとよいのでは。

⑤ 文化活動を担う人材の育成

- ・文化を担う人材を育成するためには、興味関心を持ち、価値や重要性を認識する人材が多くいることが重要。
- ・文化協会では文化活動指導者研修会を実施している。
- ・稼働率が高い施設では、管弦楽団や合唱団などのコンテンツで人材育成も含めてうまく機能している。
- ・京田辺市生涯学習人材バンクの周知と充実を。
- ・小学校で実施している演劇や音楽の鑑賞会・発表会に地元で活動する団体を積極的に招いてほしい。
- ・年に1回程度、学校全体で子どもたちの作品展や公募展ができないか。興味が湧いてきて、人材育成にもつながる。
- ・中学校で頑張っている先輩の吹奏楽を聴くなどもよい。
- ・子どもの頃から本物を見せて、芸術に対する目を肥やすことが、人材育成につながる。
- ・日常で目にふれ、耳にする経験が大切。
- ・小中学校のクラブで演奏などの体験や発表をすると意欲が出てくる。
- ・身近なところで体験をし、そこから広げていくことができないか。
- ・子どもの頃から本物を鑑賞し、文化芸術を見る目を肥やすことが大切。
- ・子どもには学校の内外で様々な文化芸術（伝統文化や文化財を含む）を鑑賞・体験させることが必要。
- ・一人でも多くの子どもに文化芸術に対する興味関心を持たせ、可能性を引き出すことが大人の責任。
- ・伝統文化への支援なども考えていかなければならない。

⑥ 文化財やお茶文化などの文化資源の活用

- ・伝統文化は地域住民の心の財産なので、子どもたちに継承していかなければならない。
- ・先人から引き継がれてきた文化をどのように継承していくかがポイント。
- ・（文化財は）研究対象でもある。
- ・地元の文化を良く知ることが人材育成の観点からも重要。
- ・文化財の保管スペースについて、現在の建物では耐震に不安がある。文化ホールと歴史資料館を一緒に考えていくことは必要。
- ・複合施設に文化財を保管できるスペースをつくれればよい。
- ・文化財は大切に保管すべきで、壊れてしまったでは済まされない。
- ・伝統文化や文化財は有効に観たり体験できたりできる仕組みがないと、ただあるだけでは誰も観には行かない。

- ・ 文化財をとりあえず保管している状態から、活用していく取り組みが必要で、そのためには一定のコスト負担はやむを得ない。
- ・ 地域の大事な資源である伝統文化や文化財を後世に伝えていくためには、展示+αの活用が不可欠。
- ・ 市民が地域の伝統文化に気軽に親しみ、学ぶ機会を実現していくことが重要。
- ・ お茶については、世界文化遺産登録の話もあるので、今本気で対応していく必要がある。
- ・ 市民生活の中にお茶文化が根付いていくことが、玉露のまちをアピールすることにつながる。日常的にいかに親しんでいるかが重要。
- ・ 小学校からお茶に親しみ、つながっていくとよい。
- ・ 小さいときからお茶のいれ方などを指導してほしいというニーズはある。
- ・ 文化振興がまずあって、それが結果として観光振興につながる。

文化振興懇話会



2 文化振興に向けた課題

ここでは、市民アンケート調査及び団体ヒアリング調査結果から、本市の文化振興に向けた課題を整理します。

(1) 市民が気軽に文化にふれる機会の充実

現在、文化活動を「行っている」人は、20歳代から40歳代にかけて、2割以下と低くなっています。「活動を行っていない」理由として、時間的な制約を挙げる人が多いことがわかります。

文化の担い手は市民一人ひとりであり、文化振興にあたっては、市民が積極的、自主的な文化活動を行うことができる環境づくりのほか、次代の担い手である子どもたちへ文化にふれる機会を提供することが必要です。

また、文化を「鑑賞した」人の約7割は「京田辺市外」で鑑賞しています。「鑑賞していない」理由として、「仕事や家事が忙しくて時間がない」の割合が高くなっているほか、「身近なところに鑑賞する施設や場所がない」や「きっかけがつかめない」の割合も高くなっていることから、身近に文化を鑑賞することのできる機会の充実が求められていると考えられます。

今後の課題

- 市民のニーズに応じた多様な文化事業の展開
- 次代の担い手である子どもが文化にふれることができる機会の提供
- 地域の資源や環境を生かした、誰もが身近に文化に親しむことができる機会の充実

(6) 文化財やお茶文化などの文化資源の活用

市民アンケート調査では、地域の伝統文化を継承していくために必要な取り組みとして、「伝統文化を広くPRする」「小中学校における伝統文化に関する学習を充実する」こと、また、市民が興味を持つために必要な取り組みとして「文化財巡りなど伝統文化や文化財を生かしたイベントを開催する」ことを挙げる人の割合が高くなっています。

今後は、文化財や伝統文化を適切に保存・継承してだけでなく、地域の歴史や文化にふれる機会を増やすなど、積極的に活用していくことが重要となります。

さらに、本市は日本一の玉露の産地であり、お茶を活用したまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

今後の課題

- 文化財や伝統文化などの文化資源の保存・継承・活用
- 子どもから大人までが地域の歴史や文化に親しみ、学ぶ機会の充実
- 文化財を展示する場の確保
- 観光と連携した地域の魅力の発信
- お茶文化など地域文化のまちづくりへの活用



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

文化は、人々に生きがいや精神的なゆとりを与え、心の豊かさをもたらすだけでなく、まちの魅力や活力、そして品格を生み出す源ともなります。

本市の文化は、豊かな歴史や風土の中で受け継がれ、市民の多様な活動を通じて育まれてきました。

これからも、先人が築いてきた文化を市民共通の財産として生かしながら、京田辺らしい文化を創造し、未来へ継承していかなければなりません。

これらの考えのもと、本市の文化振興に向けた基本理念を次のとおり定めます。

未来へつなぐ京田辺文化の創造



2 計画の視点

基本理念の実現を目指す上で特に重要となる視点を次のように定めます。

(1) つなぐ

文化に関わる市民や団体、施設を「つなぐ」、そして、これまで培われてきた文化を次代へ「つなぐ」ことにより、文化活動の輪を広め、本市の文化を振興していきます。

(2) はぐくむ

文化は、感性や創造性だけでなく、互いに理解・尊重する人権意識をはぐくみます。これからの文化の創造を担う人材を「はぐくむ」とともに、生涯を通じて文化にふれる機会を充実し、心豊かな人間性を「はぐくむ」取り組みを展開していきます。





(3) ささえる

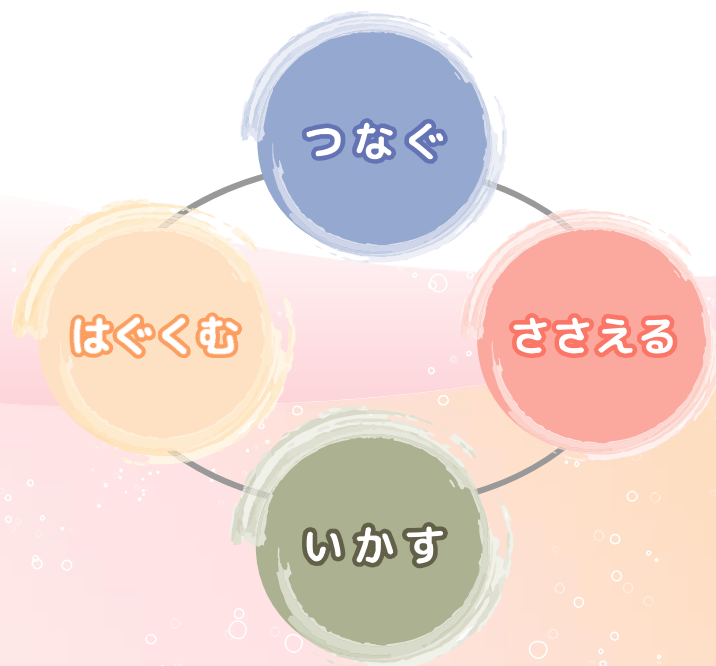
自由で自主的な文化活動が継続し、発展していくためには、市民や文化団体、行政などが、それぞれの立場で「ささえる」役割を果たすことが重要です。

市民、文化団体に対する支援や文化活動の場の提供などを通じて文化を「ささえる」仕組みづくりに取り組みます。

(4) いかす

文化は、地域の特色を形づくったり、賑わいを創出したりといったように、まちづくり全体に大きな影響を及ぼします。

このような文化の力を観光や産業振興の分野はもとより、広く本市のまちづくりに「いかす」ことによって、まちのイメージの向上と地域の活性化を実現します。



3 基本目標と施策の方向性

基本理念を実現するため、「つなぐ」「はぐくむ」「ささえる」「いかす」の4つの視点を踏まえ、次のとおり基本目標と施策の方向性を定めます。

基本目標 1 市民が気軽に文化にふれ、活動できる機会の充実

文化の担い手は市民一人ひとりであり、文化振興にあたっては、市民が積極的、自主的な文化活動を行うことができる環境づくりが必要です。

そのため、子育て世代や高齢者、障がい者など誰もが身近に文化に親しむことができる機会を充実するとともに、市民のニーズに応じた多様な文化事業を展開します。

また、次代の担い手である子どもたちへ質の高い文化や、幅広い分野の文化にふれる機会を提供するため、学校教育などにおける体験機会を充実するほか、子どもの文化活動の成果を発表する機会を充実します。

基本目標 2 文化活動を行う市民や団体に対する支援

文化の振興を図り、次代へ継承していく上で、文化活動を行っている市民や文化団体の果たす役割は大きく、その育成と連携の強化が必要です。

そのため、個性豊かな文化活動や京田辺市民文化祭をはじめとした文化イベントの開催を支援するとともに、様々な文化団体や施設の有機的な連携を実現する文化ネットワークづくりに取り組みます。

また、本市の知的資源である同志社大学及び同志社女子大学との連携・交流を促進することを通じて、文化団体などの活性化を図ります。

さらに、公共施設の利便性の向上を図り、活動場所や発表機会の確保に努めます。



基本目標 3 文化施設の整備と活用

文化に親しむ人々の裾野を広げ、本市の文化活動を活性化するため、現代的なニーズに応えられる文化施設と地域における拠点づくりが求められています。

そのため、質の高い鑑賞空間や多様な文化活動を行うことができる機能、優れた交通利便性を備えるとともに、多彩な事業の展開を通じて文化ネットワークの中心となる文化施設を整備します。

また、新たな文化活動の場として学校施設など教育施設の活用を図るほか、南部地域における活動拠点づくりを進めます。

なお、新たな施設整備にあたっては、他の公共施設との複合化や効率的な管理運営方法などを検討し、財政負担の軽減を図るものとします。

基本目標 4 文化情報の発信

市民が文化に対する関心や理解を深め、鑑賞や活動を行うためには、様々な文化情報を提供していくことが必要です。

また、本市の豊かな文化を国内外に発信することは、まちの品格と魅力を高め、多くの国・地域との交流は新しい文化の創造につながります。

そのため、文化団体との連携を強化し、各種文化情報を市民に積極的に提供するほか、発信力のある文化イベントや文化財などを多様な情報媒体を活用して効果的にPRするとともに、多文化交流の機会づくりに努めます。

基本目標 5 文化活動を担う人材の育成

本市の文化を持続的に発展させるためには、より多くの市民が興味や関心を持ち、積極的に参加するよう促すことによって文化活動に関わる層を厚くし、これからの文化振興を担う人材を発掘・育成することが必要です。

そのため、優れた芸術家や新たな人材の発掘に努めるとともに、伝統文化の後継者の育成や文化施設を活用した人材育成の仕組みづくり、さらには文化ネットワークの中核となって市民と文化をつなぐコーディネーターの育成などに努めます。

また、子どもたちの可能性を引き出すため、学校、地域など身近な場所で多様な文化活動に参加できる機会の充実や文化団体などとの連携を進めます。



基本目標 6 文化財やお茶文化などの文化資源の活用

本市の歴史の中で醸成された伝統文化や文化財は市民の貴重な財産です。

ふるさとへの誇りや愛着のよりどころとなる、これらの文化資源に対する保護意識を高め、後世へ伝えていくため、市民や関係機関などと連携して調査・研究を進めるほか、地域の歴史や文化に親しみ学ぶ機会の充実、継承活動に対する支援などを進めます。

また、文化財などを適切に保存・展示する場を確保するとともに、観光施策との連携など効果的な活用を図り、地域の魅力向上に結びつけていきます。

さらに、本市は、飯岡の茶畑が日本遺産にも選ばれた日本一の玉露の産地であり、子どもの頃からお茶に親しむ取り組みなどを通じて暮らしの中にお茶文化が定着するよう努めながら、玉露の価値を広く伝えていきます。



4 計画の体系

【基本理念】 【計画の視点】

【基本目標】

【施策の展開】

未来へつなぐ京田辺文化の創造

しなほ

1 市民が気軽に文化にふれ、活動できる機会の充実

- (1) 文化に親しむ機会の充実
- (2) 学習機会・発表機会の提供
- (3) 学校教育などにおける体験機会の充実

ていせい

2 文化活動を行う市民や団体に対する支援

- (1) 文化団体などの活動支援
- (2) 文化ネットワークの構築
- (3) 大学との連携、交流機会の確保
- (4) 公共施設の利便性の向上

くろくにん

3 文化施設の整備と活用

- (1) 文化施設の整備
- (2) 文化活動の場づくり

いかす

4 文化情報の発信

- (1) 文化情報の収集・提供
- (2) 文化交流の推進

5 文化活動を担う人材の育成

- (1) 芸術家の発掘・育成
- (2) 人材育成の仕組みづくり
- (3) 文化に親しむ子どもの育成

6 文化財やお茶文化などの文化資源の活用

- (1) 文化財の保存・継承
- (2) 観光・産業振興との連携
- (3) 郷土の歴史に親しみ学ぶ機会の充実
- (4) お茶文化の普及啓発

第4章 文化振興に向けた取り組み

<凡例>

- 継続事業
- ★ 新規事業

1 市民が気軽に文化にふれ、活動できる機会の充実

(1) 文化に親しむ機会の充実

市民文化祭をはじめとする身近な文化イベントの充実を図るとともに、誰もが文化を楽しめる環境づくりに努めます。

■ 主な事業例*³

- 市民文化祭
- 北部ふれあい祭
- せせらぎまつり
- 同志社クローバー祭
- 市民ふれあいロビーコンサート
- けいはんなプラザ・プチコンサート
in 京田辺
- 視覚障がいのある人への対面朗読、
点字図書の提供
- 聴覚障がいなどがある人への手話通訳者、
要約筆記者の派遣
- ★ 京田辺音楽フェスタ
「京田辺音楽フェスタ」を冠した各種音楽
イベントの開催

市民文化祭



市民ふれあいロビーコンサート



*³ 計画期間内に取り組む具体的な事業を例として示しています。

(2) 学習機会・発表機会の提供

文化に関する学習機会や日頃の活動成果を発表する機会を提供し、文化活動に対する意欲を高めます。

■ 主な事業例

- 京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ
- 各種講座・教室
- 文化講演会
- 中央市民大学
- 出前講座
- 図書館資料の収集・保存・提供
- 市民文化祭【再掲】
- 北部ふれあい祭【再掲】
- せせらぎまつり【再掲】
- 市立中学校の文化発表会
- 各種作品展

京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ



(3) 学校教育などにおける体験機会の充実

優れた文化を鑑賞する機会や伝統文化を学ぶ機会を提供するほか、文化部活動を支援するなど学校教育における文化活動を充実するとともに、放課後などにおける文化体験を推進し、次代を担う子どもたちの生涯にわたる関心をはぐくみます。

■ 主な事業例

- 文化鑑賞会
- 地域人材などを活用した伝統文化に関する授業
- KYO 発見 仕事・文化体験活動
- 子どもの作品展
- 文化部活動の支援
- ふるさと体験学習
- 子ども体験教室
- 放課後子どもプランにおける文化体験
- ★ 文化団体との連携による子ども向け文化体験

大住中学校吹奏楽部演奏会（桃園小学校にて）



2 文化活動を行う市民や団体に対する支援

(1) 文化団体などの活動支援

文化団体などが主体となって実施する文化活動を支援し、その育成を図ります。

また、本市の文化振興に貢献する個人や団体の顕彰に努め、京田辺文化の更なる発展を目指します。

■ 主な事業例

- 市民文化祭【再掲】
- 北部ふれあい祭【再掲】
- せせらぎまつり【再掲】
- 芸術文化関係大会出場者激励金
- 市民活動推進補助金
- 文化施設利用助成金
- 社会教育関係団体などの活動支援
- 文化活動に対する後援
- 教育文化功労者表彰

市民音楽祭



教育文化功労者表彰



(2) 文化ネットワークの構築

文化の担い手や施設などが連携する「京田辺文化ネットワーク」の構築に向けて、市民と文化活動をつなぐコーディネート機能を有する相談窓口を設置するほか、情報のネットワーク化を図ります。

また、ネットワークの中核組織となる京田辺市文化協会の活動を支援します。

■ 主な事業例

- 文化協会の活動支援
- ★ 文化活動に関するコーディネート窓口の設置
- ★ 文化団体のデータベース化
市内を拠点とする文化団体のデータベースを作成・公開する事業

(3) 大学との連携、交流機会の確保

同志社大学及び同志社女子大学が有する高度な専門性を生かしながら、文化団体などとの連携を支援するとともに、文化イベントの開催などを通じた交流機会の創出や場づくりに取り組みます。

■ 主な事業例

- 地学連携推進事業補助金
- 京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ【再掲】
- 同志社クローバー祭【再掲】
- 全国大学まちづくり政策フォーラム in 京田辺
- 同志社大学多々羅キャンパスの運営支援
- ★ 京田辺音楽フェスタ【再掲】

同志社クローバー祭



全国大学まちづくり政策フォーラム in 京田辺



(4) 公共施設の利便性の向上

身近な文化活動の場となる市の公共施設が、より多くの利用に供されるよう運営方法や設備の改善などに取り組みます。

■ 主な事業例

- インターネット公共施設予約システム
- 公共施設のバリアフリー化等
- 公共施設のサービス向上

中央公民館



3 文化施設の整備と活用

(1) 文化施設の整備

質の高い鑑賞空間や舞台芸術など多様な文化活動を行うことができる機能、優れた交通利便性を備えるとともに、地域へのアウトリーチ*4など多彩な事業を展開し文化ネットワークの中心となって市民と文化をつなぐ新たな文化施設を整備します。

■ 主な事業例

- ★ 新たな文化施設の整備

(2) 文化活動の場づくり

文化活動の場の創出とネットワーク化を図るため、公共施設や学校施設などを有効活用するとともに、南部地域に拠点機能を確保します。

■ 主な事業例

- 公共施設の活用
- ★ 学校施設などの開放
- ★ 南部地域における拠点づくり

草内小学校



*4 公的機関、公共的文化施設などが行う、地域への出張サービス。

4 文化情報の発信

(1) 文化情報の収集・提供

文化団体と連携しながら、施設やイベントなどの文化情報を収集し、広報紙やホームページなどを通じた適切な情報提供に努めます。

また、ソーシャルメディアなどを活用し、本市の文化資源を積極的にPRするほか、外国人留学生などを通じた情報発信を促進します。

■ 主な事業例

- 市民活動団体情報ウェブサイトの運営
- 「広報京たなべ」による情報提供
- 「学びの情報誌」による情報提供
- 生涯学習カレンダーの作成
- フェイスブックなどSNS*⁵や情報メディアの活用
- 外国人留学生などによる文化体験と情報発信
- ★ 文化に関する総合ホームページの開設
- ★ インターネットミュージアムの開設
市内の芸術家の作品や文化財などを掲載する
インターネットミュージアムを開設する事業
- ★ 文化振興シンボルマークなどの製作
京田辺文化をPRするためのシンボルとなる
ロゴマークやノベルティグッズを製作する事業

学びの情報誌



*5 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

(2) 文化交流の推進

様々な国・地域との多文化交流の機会づくりに努めるとともに、学校教育における国際理解教育を推進し、文化活動の多様化と新しい文化の創造を図ります。

■ 主な事業例

- 国際交流体験補助金
- 国際交流協会の活動支援
- 国内間文化交流
- ALT（外国語指導助手）の配置
- CIR（国際交流員）の配置
- 外国人留学生などとの交流

ALT の授業



CIR の活動



アメリカ・ニューバー校との交流



鹿児島県霧島市との文化交流



5 文化活動を担う人材の育成

(1) 芸術家の発掘・育成

京田辺文化の発展に向け、芸術家の創作活動を支援するとともに、才能ある人材を発掘するための文化イベントなどを開催します。

■ 主な事業例

- 市民ふれあいロビーコンサート【再掲】
- けいはんなプラザ・プチコンサート in 京田辺【再掲】
- ★ 芸術家の活動支援
 展示会の会場提供など芸術家の活動を支援する事業
- ★ 市公募展の開催
 市民などから作品を募集し、優れた作品を表彰する（仮称）京田辺市展の開催

けいはんなプラザ・プチコンサート in 京田辺



(2) 人材育成の仕組みづくり

本市の文化活動をささえるコーディネーターやボランティア、専門的な知識を有するスタッフ、さらには伝統文化や文化団体の後継者といった人材を育成します。また、人材バンクを充実し、文化活動の指導者となる人材の活用を図ります。

■ 主な事業例

- 歴史資料整理ボランティア
- 伝統文化の継承支援
- 生涯学習人材バンクの運営
- ★ 文化コーディネーターなどの養成講座
- ★ アートマネジメント人材^{*6}の育成

歴史資料整理ボランティア



^{*6} 地域文化の振興及び舞台芸術に関する専門的知識を有する人材。

6 文化財やお茶文化などの文化資源の活用

(1) 文化財の保存・継承

本市の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない文化財の収集に努めるとともに、適切な保存と効果的な活用を図ることで市民の興味や関心を高めます。
また、専門職員を充実し、文化財に関する調査研究と指定を進めます。

■ 主な事業例

- 文化財修理等補助金、市指定文化財補助金
- 市文化財の指定
- 文化財案内板などの設置
- 埋蔵文化財の発掘調査、出土品の整理
- ★ 新たな文化施設の整備【再掲】
- ★ 文化財ガイドブックの作成
- ★ 地域の文化財などを活用した授業
 - 小中学校において文化財に関する出前事業や
 - 地域の文化財の見学を行うもの
- ★ 観光ボランティアと連携した文化財巡り
 - 京田辺市観光ボランティアガイド協会と連携した市内文化財巡りツアーの開催

発掘調査現地説明会



棚倉孫神社本殿修復



(2) 観光・産業振興との連携

文化資源を活用した観光振興を推進し、京田辺文化の魅力を発信するとともに、産業の活性化を図ります。

■ 主な事業例

- 観光ガイドマップの発行
- 文化財案内板などの設置【再掲】
- 一休さんウォーク
- 産業祭
- 茶まつり
- 観光協会の活動支援
- 商工会の活動支援
- 商店街の活動支援

産業祭



茶まつり



(3) 郷土の歴史に親しみ学ぶ機会の充実

ふるさとの歴史を知り・学ぶ機会を提供し、誇りや愛着をはぐくみます。

また、市内の歴史関係団体などと連携して貴重な歴史的資料を適切に収集・保存・研究するとともに、京田辺市史を編さんし、市民共有の財産として将来に伝えていきます。

■ 主な事業例

- ふるさと京田辺を学ぶ講座
- シンポジウムなどの開催
- 歴史資料整理ボランティア【再掲】
- ★ インターネットミュージアムの開設【再掲】
- ★ 京田辺市の歴史に関する教材の発行【再掲】
- ★ 京田辺市史の編さん

ふるさと京田辺を学ぶ講座



(4) お茶文化の普及啓発

子どもの茶摘み体験をはじめ日常的にお茶にふれることができる機会を提供するほか、お茶に関する知識の普及に努めます。

また、本市が誇る玉露の魅力積極的に発信します。

■ 主な事業例

- 子どもの茶摘み体験
- 茶摘みボランティア
- 茶っとサロン
- 転入者への茶器贈呈
- 出前講座【再掲】
- 茶道教室、お茶会
- 茶まつり【再掲】
- ★ 子ども伝統文化教室【再掲】
- ★ お茶育

身近にお茶に親しむ環境を整えるため、小学校において急須を使ったお茶のいれ方などに関する授業や玉露体験、茶の木の植樹などを行う事業

子どもの茶摘み体験



茶っとサロン



1 文化芸術振興基本法

(平成13年12月7日 法律第148号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本方針（第7条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第8条—第35条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第6条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本方針

第7条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第 11 条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第 12 条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第 13 条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第 14 条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第 15 条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第 16 条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。



(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第 17 条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第 18 条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第 19 条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第 20 条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第 21 条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第 22 条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第 23 条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第 24 条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。



2 文化振興計画の策定経過

平成 26 年 5 月 8 日	文化振興計画策定方針決定
5 月 14 日	文化振興懇話会設置要綱制定
5 月 27 日	庁内検討委員会（第 1 回）
6 月 26 日	庁内検討委員会（第 2 回）
8 月 4 日～25 日	市民アンケート調査・団体アンケート調査
9 月 18 日～24 日	団体ヒアリング調査
9 月 19 日	文化振興懇話会（第 1 回） 議題：文化振興計画策定方針、市民アンケート調査及び団体アンケート・ヒアリング調査
10 月 8 日	庁内検討委員会（第 3 回）
10 月 29 日	文化振興懇話会（第 2 回） 議題：文化振興計画における「文化」の範囲・対象、アンケート・ヒアリング調査結果の概要と論点整理、論点①市民が気軽に文化にふれる機会の充実、論点②文化活動を行う市民や団体に対する支援のあり方
11 月 21 日	庁内検討委員会（第 4 回）
11 月 26 日	文化振興懇話会（第 3 回） 議題：論点③京田辺市の文化施設のあり方、論点④文化情報の発信
12 月 16 日	庁内検討委員会（第 5 回）
12 月 25 日	文化振興懇話会（第 4 回） 議題：中間まとめ
平成 27 年 1 月	文化振興計画中間報告
1 月 25 日	文化振興シンポジウム
2 月 17 日～18 日	岡山県真庭市文化行政視察
3 月 19 日	文化振興懇話会（第 5 回） 議題：論点⑤文化活動を担う人材の育成、論点⑥文化財やお茶文化などの文化資源の活用
5 月 20 日	庁内検討委員会（第 6 回）
5 月 27 日	文化振興懇話会（第 6 回） 議題：文化振興計画の方向性に関する提言、文化振興計画（骨子案）
7 月 2 日	庁内検討委員会（第 7 回）
8 月 18 日	庁内検討委員会（第 8 回）
8 月 27 日	文化振興懇話会（第 7 回） 議題：文化振興計画（素案）、文化施設の使用料
9 月 28 日	庁内検討委員会（第 9 回）
9 月 30 日	文化振興懇話会（第 8 回） 議題：文化振興計画（案）、今後のスケジュール
10 月 19 日～ 11 月 18 日	パブリックコメント
10 月 31 日	文化振興を考える市民フォーラム
12 月	文化振興計画決定

3 京田辺市文化振興懇話会設置要綱

平成26年5月14日

教育委員会告示第4号

改正 平成26年9月1日教委告示第18号

(設置)

第1条 京田辺市文化振興計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、京田辺市文化振興懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他文化振興に関すること。

(委員の構成)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 文化活動実践者
- (3) まちづくり関係者
- (4) その他教育長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会の議事を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、教育長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員が会議に出席した場合は、報償を支給する。

2 前項に規定する報償の額は、予算の範囲内で教育長が別に定める。

(懇話会の事務)

第8条 懇話会の事務は、文化振興計画担当課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年5月14日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成26年9月1日教委告示第18号)

この告示は、平成26年9月1日から施行する。



4 京田辺市文化振興懇話会委員名簿

氏名	所属団体など（平成26年9月現在）	備考
真山 達志	同志社大学副学長 同政策学部・大学院総合政策科学研究科教授	会長
山本 一宏	同志社女子大学学芸学部音楽学科講師	
潮 義行	京田辺市文化協会会長	
山田 晏子	京田辺音楽家協会会長	副会長
藤本 玲舟	京田辺芸術家協会会長	
澤井 信子	NPO 法人 Office AMATI 代表	
山下 明子	京田辺市観光協会副会長	
瀧山 晃年	(株)吉蔵エックスワイゼットソリューションズ代表取締役	
村中 三千代	京田辺市立田辺東小学校校長	
青木 二三代	京田辺市民生児童委員協議会会長	
西口 兵治	京田辺市市政協力員連絡協議会会長	
長田 吉弘	同志社大学学生	

（順不同、敬称略）

5 京田辺市文化振興計画庁内検討委員会設置要綱

平成26年4月21日
教育委員会告示第5号

(設置)

第1条 京田辺市文化振興計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、京田辺市文化振興計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他検討委員会が必要と認める事項

(委員の構成)

第3条 検討委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育部副部長
- (3) 企画政策部企画調整室担当課長
- (4) 総務部副部長
- (5) 市民部副部長
- (6) 健康福祉部副部長
- (7) 建設部副部長
- (8) 経済環境部副部長

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、教育部長をもって充て、副会長は、総務部副部長をもって充てる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、文化振興計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月21日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。



6 文化振興シンポジウム

市民のみなさんに京田辺市文化振興計画の策定経過をお知らせするとともに、文化振興に向けた気運を高めるために、京田辺市文化振興シンポジウムを開催しました。

日時	平成 27 年（2015 年）1 月 25 日（日） 午後 1 時～午後 3 時 30 分
場所	京田辺市立中央公民館大ホール
内容	<ul style="list-style-type: none">・基調講演 「文化振興と市民・地域・行政」 真山達志さん（同志社大学副学長、文化振興懇話会会長）・パネルディスカッション 「これからの文化振興を考える」 【パネリスト】 石井明三 京田辺市長 山田晏子さん（京田辺音楽家協会会長、文化振興懇話会副会長） 藤本玲舟さん（京田辺芸術家協会会長、文化振興懇話会委員） 長田吉弘さん（同志社大学学生、文化振興懇話会委員） 【コーディネーター】 真山達志さん・フラダンス ハーラウ・フラ・オ・カブアモハラ・コンサート 桃園ジュニアバンド
参加者数	市民約 250 人



パネルディスカッションの主な内容

● 文化振興計画の策定について

【石井市長】

- ・ 文化は京田辺のまちづくりを行っていくために重要なもの。文化振興を計画的に進めていかなければ、基盤ができないと考えた。
- ・ 文化には様々な役割がある。心の豊かさのあるまちをつくっていくために、文化は欠かせないと感じている。
- ・ 京田辺市の文化や芸術を未来に引き継いでいくためにも、今から文化振興を行っていく必要がある。
- ・ 京田辺市には古くからの歴史、文化がある。また新しい文化を発信するという視点からは、学研都市を担っているまちでもあるので、今後も京田辺らしい文化を創造していくためにも、計画策定をしていくこととした。

● 文化振興施策の方向性について

【石井市長】文化の担い手は市民一人一人。そこをしっかりと踏まえた上で、積極的、自主的に活動ができる環境をつくっていくことが行政の役割である。気軽に文化にふれることができるためにも、多様な文化事業を展開していきたい。子どもたちに文化芸術にふれることができる環境をつくっていく。小・中学校などの教育での体験機会を設けて、子どもたちの発表する機会を増やしていきたい。

【山田副会長】子どもたちに対し、昔の素晴らしい音楽や歌を継承するためにも、日本や世界の名曲を鑑賞する機会を設けて、子どもたちの豊かな感性を育てていくことが文化発展には大事だと思っている。

【藤本委員】子どもの頃から、芸術の大切さを理解し、目を肥やしていくことが人材育成につながっていくが、発表する場が京田辺市には少ないと感じている。また、指導者も大切である。芸術をもっと見せることのできる場所が必要だと考えている。

【長田委員】子どもの可能性に対し、市がどのようなことを行っていくべきか。子どもの可能性を伸ばしていくことは重要であり、子どもの可能性は無限大であるので、環境が整っていれば発展させていくことはできると思っている。文化に興味を持つためにはふれ合う機会が大切。文化活動に参加できる機会を設けていく、PRをしていくことが市の役目。ただやみくもにPRするのではなく、子どもたちのニーズを把握していくことが必要である。

【石井市長】市民や団体への支援については、それぞれの個性的な活動、文化イベントへの支援を行っていくとともに、文化ネットワークをつくっていく必要がある。文化団体と大学との交流、連携についても市が手助けをしていきたいと思っている。また、中央公民館、住民センターについては、使いやすいよう利便性を向上させて、活動場所や発表場所の確保に努めていきたい。

【長田委員】文化団体と大学との連携が必要。京田辺市には多くの文化団体があり、大学には多くのサークルがある。連携して活動することによって、より充実したものになる。共同作業を行う際、行政の役割は大きい。団体をつなぐ懸け橋となることが重要だと思っている。

【山田副会長】練習場所などを確保するのが大変。市からは使用料や市外の施設を利用する時の補助などをいただいている。

【藤本委員】コミュニティホールは、少し使い勝手が悪い所がある。中央公民館で練習や発表をする時、抽選で活動場所を確保している。市の行事も多く入っているため、総合的に使える複合施設を望む。箱ができて、従事する人、光熱費など多額の費用が必要である。展示をしながら、文化を見せることができる、多目的な施設が必要だと思う。施設は今すぐにはできないので、文化施設利用助成金などをもう少し充実していただければと思う。

【山田副会長】将来の人口を見据えて、交通アクセスのいい場所で大・中ホールを兼ね備えた、また、市民がくつろげる喫茶やギャラリーがあり、市民が幅広く利用できる施設が欲しいと願っている。

【長田委員】欲しいからつくるだけではお金もかかるし、運営費もかかり負の遺産になる可能性もあるので、慎重に考えることが必要。しかし、施設をつくることは先行投資であり、未来への投資である。子どもたちも使うので、将来的に文化のまちにつながっていくと思う。

【石井市長】施設を何のために建てるのか。市民が気軽に文化にふれる場所の提供という意味で、必要性を感じている。また、文化ネットワークをつくるためには中核施設が必要だと思っている。十分議論をしていただきたい。文化は、品格のあるまちとなるために必要なもの。

【真山会長】文化情報の発信に関して大切なのは、どの様な内容を発信するか。コンテンツが大切。文化活動の充実や活性化があってこそ情報の価値がある。手段とコンテンツを考えていくことが大切だ。

7 文化振興を考える市民フォーラム

京田辺市文化振興計画の策定に当たり広く市民のみなさんの声を聞くとともに、これからの文化振興を市民のみなさんとともに考えていくため、50 回目を迎える京田辺市民文化祭において、パブリックコメントの一環として「京田辺の文化振興を考える市民フォーラム」を開催しました。

日時	平成 27 年（2015 年）10 月 31 日（土） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
場所	田辺中央体育館
内容	<ul style="list-style-type: none">・文化振興計画概要説明 京田辺市文化振興計画（案）の概要を説明。・テーブルトーク 「文化財の保存・活用」「市民文化活動の活性化に向けて」「文化振興を担う人材の育成」のテーマごとに 3 つのグループに分かれて、公募市民 21 人が計画の策定に携わっている文化振興懇話会委員や担当職員と意見交換を実施。 ＜文化振興懇話会委委員＞ 潮義行さん（京田辺市文化協会会長） 澤井信子さん（NPO 法人 Office AMATI 代表） 藤本玲舟さん（京田辺芸術家協会会長）・全体まとめ 文化振興懇話会委員が各テーブルで出された意見やそれに対する感想などを発表。
来場者数	テーブルトーク参加者 21 人、傍聴者 20 人



8 文化資源

古くから日本の政治や文化の中心となった大和（奈良）、京（京都）、大坂（大阪）に近接し、それぞれの都市の中間地点に位置する本市は、長い歴史の中で継承されてきた数多くの文化財や伝統文化などの文化資源を有しています。

文化財については、国指定等文化財が 15 件、府指定・登録等文化財が 20 件、市指定文化財が 2 2 件あります。代表的なものには、観音寺の国宝「十一面観音立像」、国指定史跡の「大住車塚古墳」、国指定重要文化財の「酬恩庵本堂」などがあります。

また、市指定無形民俗文化財 4 件をはじめとする多くの伝統行事が継承されており、春には「十三まいり」、夏には「茅の輪くぐり」、秋には「大住隼人舞」、冬には「おんごろどん」などが行われます。

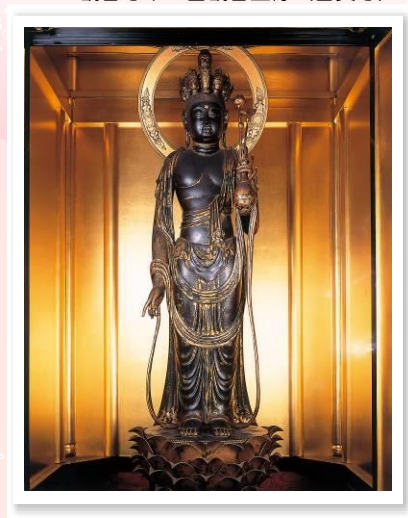
さらに、国の日本遺産に認定された「飯岡の茶畑」など特筆すべき景観もあります。

【主な文化財など】

名称	内容
田辺天神山遺跡	弥生時代後期の集落遺跡。標高約 80m の丘陵頂部の平坦地に、広場を取り囲むように 20 棟以上の縦穴住居跡が発見されている。また、広場には高床倉庫が存在したとみられる。争乱状態にあったとされる弥生時代後期の高地性集落の特徴を示している。京都府の史跡に指定されている。
飯岡古墳群	市内東部、木津川の左岸に位置する飯岡丘陵にある古墳群。全長約 90m の前方後円墳の飯岡車塚古墳、直径 60m・高さ 9m の円墳のゴロゴロ山古墳、薬師山古墳など、古墳時代前期から後期にかけての古墳が数多く存在する。
大住車塚古墳	チコンジ山古墳とも呼ばれる全長約 66m の前方後方墳で、周囲には長方形の濠の跡がよく残っている。その南に隣接して同形同大の大住南塚古墳がある。周濠を持つ前方後方墳が二基並んでおり、全国的にも珍しい。国の史跡に指定されている。
筒城宮跡	越前から迎えられた第 26 代継体天皇が河内国樟葉宮（枚方市）で即位して 4 年後の 511 年から、弟国宮（長岡京市）に移る 518 年までの 7 年間、宮が置かれたとされる。正確な場所は特定されていないが、山城国では初めて宮が置かれた場所となる。
観音寺	伝承によると普賢教法寺という名称であったが、現在は観音寺の名で知られる。飛鳥時代に建立され、奈良時代に伽藍が拡大された。1233 年に当地で没した近衛基通は普賢寺関白とも呼ばれ、伽藍の復興に尽力したという。京田辺市内唯一の国宝・十一面観音立像（奈良時代）が安置されている。

名称	内容
寿宝寺	伝承によると飛鳥時代に建立され、山本大寺と呼ばれた。壮大な七堂伽藍を備えていたと言われるが、木津川の洪水でたびたび被害を受けたため、現在の場所に移った。国指定重要文化財の千手観音立像（平安時代）が本尊として安置されている。
酬恩庵（一休寺）	鎌倉時代の正応年間（1288～1292）に大応国師南浦紹明を開山とし、たび重なる火災にあって荒廃した妙勝寺を一休禅師が1456年に再興し、別に一庵を設け、酬恩庵と名付けた。現在では通称「一休寺」として親しまれている。山門を抜けて静寂な空間に延びる石畳の参道の先には、国の名勝に指定されている庭園（室町時代）や重要文化財に指定されている本堂（室町時代）などがある。
法泉寺	「法泉寺」という名は、天長年間（824～833）に干ばつが続いた際に、観音像に祈願したところ、清泉が湧き出たという出来事に由来する。境内には国の重要文化財に指定されている十三重の石塔（鎌倉時代）がたたずむ。
佐牙神社	伝承によると室町時代に東方から現在地に移転。桃山時代に再建された本殿2棟は国の重要文化財に指定されている。例年、10月に山本の御旅所まで神輿行列が行われ、氏子から集められた百種類にのぼる野の幸・山の幸（百味）が供えられ、夜には御旅所の前庭で湯立神楽が行われる。
白山神社	室町時代に造られた本殿は国の重要文化財に指定されており、市内最古の神社建築である。毎月朔日（現在は第1日曜日）と秋祭りには、市の無形民俗文化財に指定されている朔日講の神楽が奉納される。境内には国の重要美術品に認定されている石灯笼（室町時代）がある。
澤井家住宅	近江源氏佐々木氏の家臣であった澤井氏は、近世初頭に現在地に移り住んで帰農したとされ、江戸時代には門跡曇華院の所領の代官を務めた。1740年に建て替えられた茅葺の入母屋造の役宅風の住宅は、国の重要文化財に指定されている。

観音寺十一面観音立像（普賢寺）



酬恩庵（一休寺）



【主な伝統行事】

名称	内容
朔日講の神楽 (毎月)	右手に鈴、左手に扇子を持った白山神社(宮ノ口)の宮守がお囃子に合わせて円座の上を回転する珍しい舞。遅くとも江戸時代から継承されており、毎月朔日(現在は第1日曜日)と秋祭りに奉納している。市の無形民俗文化財に指定されている。
おんごろどん (1月)	「おんごろ」とはモグラのことで、「おんごろどん」はモグラを追う伝統行事。わらを芯にして縄を巻き付けた棒で、夜に子どもたちが家々の敷地内をたたいてまわり、モグラを驚かせて追い払う。宮津地域に今も残る全国的に珍しい風習。
とんど (1月)	毎年、市内各所で行われる伝統行事。青竹で高さ7mほどのやぐらを組み、正月の注連縄や門松などを藁と一緒に結びつけて燃やす。左義長とも呼ばれ、平安時代の宮中行事が民間に伝わったものとされる。
竹送り (2月)	東大寺二月堂で行われる「お水取り」の松明に使う竹を掘り出して送る伝統行事。普賢寺地域の竹林から竹を掘り出して観音寺に運び、道中安全を祈願して「山城松明講」の文字を入れ、東大寺二月堂に送る。
十三まいり (4月)	大住地域の山中にひっそりとたたずむ虚空蔵堂で行われる伝統行事。数え年で13歳になった子どもが、知恵や福を授かるために、虚空蔵さんにお参りする。
茅の輪くぐり (7月)	白山神社が所在する宮ノ口で行われる無病息災を願う伝統行事。氏子らが笹の葉のついた竹を束ねて直径1.6mほどの輪を作り、宮ノ口の東北の道に設置する。参拝者は御幣を手に北側から3回この輪をくぐり、病気や災厄を退散させる。
大住隼人舞 (10月)	大住地域にある月読神社の例祭宵宮で奉納される舞。隼人舞の歴史は古く、九州地方南部の大隅隼人が伝え、奈良時代には都で披露されたことが『続日本紀』にも記述されている。昭和46年に、断絶していた隼人舞を鹿児島県に伝わる舞をモデルに復元。市の無形民俗文化財に指定されている。
瑞饌神輿 (10月)	閑静な森の中にたたずむ棚倉孫神社(田辺)から、2年に1度、秋の収穫を祝って、ズイキやナスなどの野菜や穀物で飾られた色鮮やかな神輿が繰り出す。市の無形民俗文化財に指定されている。
山本の百味と湯立 (10月)	五穀豊穣に感謝する佐牙神社の祭礼。特殊神饌である百味は、氏子から集めた百種類に及び野菜や果物で、神に供える。湯立は御旅所の前庭で行われる神楽。中央に湯立用の釜を置いて、神木を燃やし、沸騰した湯の中に塩などを入れて神に供え、その後神笹で湯をすくうように四方にふりかける。市の無形民俗文化財に指定されている。

おんごろどん(宮津)



大住隼人舞



【主な景観】

名称	内容
飯岡の茶畑	覆下栽培で玉露を生産する茶畑が日本遺産「日本茶 800 年の歴史散歩」に認定されている。茶畑が広がる丘陵頂部には、南山城地域を代表する飯岡古墳群（4～6世紀）が存在している。
マンボ	線路や道路の上を通す天井川（周囲の土地よりも河床が高い河川）のトンネルをマンボと言う。本市にはかつて8本の天井川が存在し、現在でも天津神川・馬坂川に重厚な赤レンガづくりのトンネル・水路橋が残存している。

飯岡の茶畑



マンボ（田辺）



【主な展示スペース】

設置者	施設名	開館年	展示内容
京田辺市	中央公民館展示室	昭和 49 年 (1974 年)	埋蔵文化財の常設展示
京田辺市	大住郷土民俗室 (大住小学校内)	平成 14 年 (2002 年)	民具の常設展示
京田辺市	ギャラリーかんなび (中央図書館内)	平成 3 年 (1991 年)	芸術作品などの企画展示
京田辺市	コミュニティホール	昭和 62 年 (1987 年)	市民や文化団体などによる企画展示
京田辺市	北部住民センター	平成元年 (1989 年)	市民や文化団体などによる企画展示
京田辺市	中部住民センター	平成 14 年 (2002 年)	市民や文化団体などによる企画展示
同志社大学	同志社大学歴史資料館 (京田辺キャンパス)	平成 8 年 (1996 年)	埋蔵文化財などの常設展示
酬恩庵(一休寺)	一休寺宝物殿	平成元年 (1989 年)	美術工芸品などの常設展示

中央公民館展示室



ギャラリーかんなび (中央図書館)



【市内の指定文化財】

(平成27年12月現在)

指定別	分類	種別	名称	所有者	所在地	時代	指定年月日
国宝	美術工芸	彫刻	木心乾漆十一面観音立像	観音寺	普賢寺	奈良	M42.4.5 S28.3.31
重文	建造物	建築物	酬恩庵本堂	酬恩庵	薪	室町	M44.4.17
重文	建造物	建築物	酬恩庵方丈及び 玄関・庫裏・東司・ 浴室・鐘楼	酬恩庵	薪	江戸	S46.6.22
重文	建造物	建築物	佐牙神社本殿	佐牙神社	江津	桃山	T12.3.28
重文	建造物	建築物	白山神社本殿	白山神社	宮ノ口	室町	T12.3.28
重文	建造物	建築物	澤井家住宅	澤井家	岡村	江戸	S50.6.23
重文	建造物	石造物	法泉寺十三重塔	法泉寺	草内	鎌倉	T5.5.24
重文	美術工芸	絵画	一休和尚画像	酬恩庵	薪	室町	M40.5.27
重文	美術工芸	彫刻	木造一休和尚坐像	酬恩庵	薪	室町	T2.4.14
重文	美術工芸	彫刻	木造千手観音立像	寿宝寺	山本	平安	T2.4.14
重文	美術工芸	古文書	後花園天皇宸翰女房奉書	酬恩庵	薪	室町	S52.6.11
重美	建造物	石造物	極楽寺九重石塔	極楽寺	天王	室町	S8.12.14
重美	美術工芸	石造物	白山神社石灯籠	白山神社	宮ノ口	室町	S13.10.10
史跡	史跡	前方 後方墳	大住車塚古墳	京田辺市	大住	古墳 中 期	S49.6.11
名勝	名勝	庭園	酬恩庵庭園	酬恩庵	薪	室町・ 江戸初	S26.6.9
府指定	建造物	建築物	酬恩庵虎丘庵・総門・中門	酬恩庵	薪	江戸	S63.4.15
府指定	美術工芸	彫刻	木造牛頭天王立像	朱智神社	天王	平安	S61.4.15
府指定	美術工芸	彫刻	木造十一面観音立像	法雲寺	宮ノ口	平安	H1.4.14
府指定	美術工芸	古文書	一休宗純関係資料	酬恩庵	薪	室町	H13.3.23
府指定	美術工芸	考古 資料	冢形石棺 (堀切6号横穴出土)	京田辺市	田辺	古墳 後 期	H5.4.9
府指定	史跡	集落跡	田辺天神山遺跡	同志社	三山木	弥生	H18.3.17
府指定	無形民俗		宇治茶手もみ製茶技術	京都府宇 治茶製法 手もみ技 術保存会 連絡会議			H20.3.21
府登録	建造物	建築物	天神社本殿	天神社	松井	江戸	S58.4.15
府登録	建造物	建築物	棚倉孫神社本殿	棚倉孫神社	田辺	桃山	S58.4.15
府登録	建造物	建築物	咋岡神社本殿	咋岡神社	草内	江戸	S58.4.15
府登録	建造物	建築物	朱智神社本殿	朱智神社	天王	江戸	S58.4.15

指定別	分類	種別	名称	所有者	所在地	時代	指定年月日
府登録	建造物	建築物	須賀神社本殿	須賀神社	打田	江戸	S59.4.14
府登録	美術工芸	彫刻	木造大応国師坐像	酬恩庵	薪	室町	S60.5.15
府登録	美術工芸	古文書	大徳寺文書	大徳寺	東	室町～昭和	S62.4.15
府決定			天神社文化財環境保全地区	天神社	松井		S58.4.15
府決定			棚倉孫神社文化財環境保全地区	棚倉孫神社	田辺		S58.4.15
府決定			咋岡神社文化財環境保全地区	咋岡神社	草内		S58.4.15
府決定			朱智神社文化財環境保全地区	朱智神社	天王		S58.4.15
府決定			須賀神社文化財環境保全地区	須賀神社	打田		S59.4.14
府決定			酬恩庵文化財環境保全地区	酬恩庵	薪		S63.4.15
市指定	美術工芸	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	極楽寺	天王	鎌倉	H12.4.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造大日如来坐像	大徳寺	東	鎌倉	H12.4.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	教念寺	草内	平安	H21.6.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造阿弥陀如来及び両脇侍像	寿命寺	興戸	平安	H21.6.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造阿弥陀如来立像	光照寺	南山西	平安	H22.5.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造十一面観音立像	法泉寺	草内	平安	H22.5.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造薬師如来立像	両讃寺	西八	平安	H23.5.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造降三世明王・ 金剛夜叉明王立像	寿宝寺	山本	平安	H23.5.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造不動明王立像	多々羅区	多々羅	鎌倉	H24.5.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造阿弥陀如来立像	西念寺	田辺	鎌倉	H24.5.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造聖観音坐像	来迎寺	松井	平安	H26.4.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造薬師如来及び両脇侍像	甘南備寺	薪	平安 鎌倉～南北朝	H26.4.1
市指定	美術工芸	考古資料	石棒	山崎神社	山崎	縄文	H5.4.1
市指定	美術工芸	考古資料	金環 (山崎2号墳出土)	山崎神社	山崎	古墳期	H5.4.1
市指定	美術工芸	考古資料	武人埴輪 (堀切7号墳出土)	京田辺市	田辺	古墳期	H6.10.1
市指定	無形民俗		大住隼人舞	月読神社	西八		S50.12.19
市指定	無形民俗		瑞饋神輿	棚倉孫神社	田辺		S53.10.1
市指定	無形民俗		朔日講の神楽	白山神社	宮ノ口		H5.4.1

指定別	分類	種別	名称	所有者	所在地	時代	指定年月日
市指定	無形民俗		山本の百味と湯立	佐牙神社 御旅所	山本		H6.10.1
市指定	史跡	円墳	薬師山古墳	京田辺市	飯岡	古墳期	H5.4.1
市指定	史跡	円墳	ゴロゴロ山古墳	京田辺市	飯岡	古墳期	H5.4.1
市指定	史跡	円墳	シオ1号墳(平塚)	京田辺市	天王	古墳期	H5.4.1

寿宝寺木造千手観音立像(山本)



大住車塚古墳



澤井家住宅(岡村)



白山神社本殿(宮ノ口)



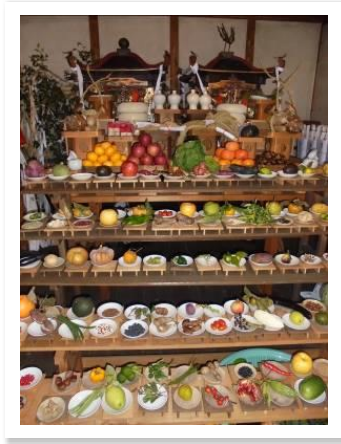
瑞饋神輿(田辺)



朔日講の神楽(宮ノ口)



山本の百味



山本の湯立



法泉寺十三重塔（草内）



佐牙神社本殿（江津）



武人埴輪（堀切7号墳出土）



家形石棺（堀切6号横穴出土）



9 市民の文化活動

本市は、市民による自主的な文化活動が盛んなまちであり、その活動分野は多岐にわたります。主な活動場所は中央公民館や住民センターなどで、多くは京田辺市文化協会に登録しています。また、京田辺国際交流協会を中心に外国との文化交流も盛んです。

市では、市民の文化活動を支援するため、生涯学習人材バンクの設置や文化施設利用助成金、芸術文化関係大会出場者激励金の支給などを行っています。

【中央公民館と住民センターの利用実績】

	中央公民館		北部住民センター		中部住民センター	
	延べ 利用人数	延べ 利用回数	延べ 利用人数	延べ 利用回数	延べ 利用人数	延べ 利用回数
平成22年 (2010年)	63,891人	3,179回	44,379人	2,557回	55,735人	4,038回
平成23年 (2011年)	62,275人	3,147回	45,693人	2,716回	56,532人	3,577回
平成24年 (2012年)	63,191人	3,070回	47,263人	2,783回	52,416人	3,563回
平成25年 (2013年)	55,746人	2,947回	47,041人	3,059回	50,965人	3,648回
平成26年 (2014年)	63,089人	3,136回	48,941人	3,110回	50,864人	3,578回

中央公民館のサークル活動



北部住民センターのサークル活動



中部住民センターのサークル活動



【主な文化関係イベント】

イベント名	開催月	開催場所
市民文化祭	11月	中央公民館ほか
せせらぎまつり	11月	中部住民センター
北部ふれあい祭	3月	北部住民センター

京田辺市民文化祭



北部ふれあい祭り



せせらぎまつり



【京田辺市文化協会の所属団体】

(平成26年度)

地区	団体数	所属	団体数
大住ブロック	13 団体	詩吟詩舞連盟	2 団体
田辺ブロック	8 団体	音楽連盟	13 団体
草内ブロック	4 団体	舞踊連盟	3 団体
三山木ブロック	10 団体	歌謡連盟	3 団体
普賢寺ブロック	6 団体	邦楽連盟	2 団体
計	41 団体	ダンス連盟	4 団体
		文化芸術連盟	10 団体
		計	37 団体

10 文化施設

本市には現在、中央公民館をはじめとする文化活動を行うことのできる公立の文化施設があり、多くの市民や文化団体に利用されています。また、公立施設以外では、京田辺市商工会館キララホールや同志社新島記念講堂などがあります。

(1) 中央公民館

• 開館年

昭和 49 年（1974 年）

• 設置目的

市民のために実際の日常生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与する。

• 施設概要

敷地面積 6,986 m²

建築面積 1,598 m²

延べ床面積 2,160 m²

1階	第1研修室	収容人数 60 名。水道設備を備えている。
	調理室	40 名の料理実習が可能。
	大ホール	収容人数 450 名。講演、映画、研修など多目的に利用可能。
	ロビー	利用者の交流と憩いの場などに利用可能。
	展示室	郷土資料を展示。
2階	会議室	収容人数 16 名。
	第2研修室	収容人数 24 名。
	第3・4研修室	収容人数 60 名。スクリーンを備えている。暗幕が使用可能。
	和室	24 畳の和室と、6畳の茶室。
	多目的ルーム	収容人数 90 名。
	プレイルーム	18 畳の和室で、研修や講座などの開催時に幼児などの保育ができるように、おもちゃなどを備えている。

(2) 北部住民センター

- 開館年

平成元年（1989年）

- 設置目的

市民のコミュニティ活動の推進、生活文化の向上、福祉及び健康の増進を図る。

- 施設概要

敷地面積 2,625 m²

建築面積 1,269 m²

延べ床面積 1,980 m²

1階	ホー ル	収容人数 200 名。 講習会、音楽会、映画会、ダンス、健康体操などに利用可能。
	くつろぎサロン	収容人数 12 名。 健康器具（ヘルストロン、マッサージ機など）を備えたくつろぎ室。
	宝 生（和室）	収容人数 30 名。15 畳。囲碁、将棋などを備えた開放の間。
	和 室（1）	収容人数 30 名。15 畳。着付け、書道、会議などに利用可能。
	図 書 室	蔵書冊数約5万3千冊。
2階	研 修 室	収容人数 90 名。 各種研修、講演会、映画鑑賞などに利用可能。
	会 議 室（1）	収容人数 10 名。会議、研修会などに利用可能。
	会 議 室（2）	収容人数 20 名。会議、研修会などに利用可能。
	調 理 室	収容人数 30 名、調理台6台。料理、パン作りなどに利用可能。
	子 供 サ ロ ン	収容人数 15 名。各種講座など開催時の子どもの保育の場。
	和 室（2）	収容人数 35 名。舞踊、着付け、茶道などに利用可能。

北部住民センター



(3) 中部住民センター

- 開館年

平成14年(2002年)

- 設置目的

市民のコミュニティ活動の推進、生活文化の向上、福祉及び健康の増進を図る。

- 施設概要

敷地面積 4,428 m²

建築面積 1,908 m²

延べ床面積 2,146 m²

1階	メインホール	収容人数300名、半面利用可。 軽スポーツ、講演会、研究会、展示会など多目的に利用可能。
	和室	収容人数60名、30畳、半面利用可。 着付け、茶道、生け花、将棋、囲碁、会議などに利用可能。
	クラフトルーム	収容人数20名。 ガラス工芸、絵画、絵手紙、手芸、フラワーアレンジメントなどに利用可能。
	音楽ルーム	収容人数30名。 合唱、ピアノ演奏、大正琴、詩吟などに利用可能。
	健康ロビー	健康機具(マッサージ機2台、血圧計1台)を設置。利用者の交流と憩いの場として利用可能。
	図書室	蔵書冊数約2万6千冊。
2階	子どもサロン	収容人数10名。 各種講座など開催時の子どもの保育の場。
	大研修室	収容人数100名、半面利用可。 各種研修、講演会、映画鑑賞、社交ダンス、バレエ、エアロビクス、太極拳などに利用可能。
	会議室	収容人数20名。 会議、研修会などに利用可能。
	調理室	収容人数20名、調理台4台(うち障がいのある人対応調理台2台)。料理、菓子作りなどに利用可能。

中部住民センター



(4) 中央図書館

- 開館年

平成3年（1991年）

- 設置目的

図書その他の図書館資料を収集し、整理し、又は保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションなどに資する。

- 施設概要

敷地面積 4,159 m²

建築面積 1,689 m²

延べ床面積 2,649 m²

1階	開架室	約8万冊の本、雑誌、視聴覚資料などを配架。映像ブースと視聴コーナーを設置。
	おはなし室	定期的におはなし会を開催。
	対面朗読室	障がいのある方に朗読を実施。
	ギャラリー	美術工芸など創作活動の発表の場として利用可能。
	移動図書館車庫	約2,500冊の本などを積載。
2階	集会室	収容人数100名。各種視聴覚機器を備える。
	会議室	収容人数20名。
	書庫	13万冊の本、雑誌を収容。
地下	倉庫	

中央図書館



移動図書館かんび号



京田辺市文化振興計画

平成 27 年 12 月

発行 京田辺市

編集 京田辺市教育委員会

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地

T E L : 0774-64-1391

F A X : 0774-64-1390